

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.178 September 2017

Contents

税務情報

中国国家税务总局によるハイテク企業の企業所得税優遇政策に関する若干の実施事項の明確化 ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～	2
---	---

投資情報

中国サイバーセキュリティ法への対応状況に関する緊急調査 ～デロイトトーマツ 企業リスク研究所 発行「企業リスク」～	4
--	---

中国業務に関する主なお問合せ先	6
-----------------------	---

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味をしていますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

税務情報

中国国家税務総局によるハイテク企業の企業所得税優遇政策に関する若干の実施事項の明確化 ～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2016年における「ハイテク企業認定管理弁法」および「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」の改正に続き、中国国家税務総局は近頃、24号公告を公布し、ハイテク企業に適用される15%の優遇税率についての実施細則を明確化した。当該公告は2017年度および以降の年度の企業所得税確定申告に適用される。

1. 公告の概要

(1) 対象期間

24号公告において、企業がハイテク企業証書に明記された証書発行時期の当年度から関連の税收優遇を享受できると明確に規定された。

ハイテク企業は資格期間満了の当年度において、再認定を通過する前に暫定的に15%の優遇税率に基づき企業所得税の仮納付を行うことができるが、当年度の年末までに(「年度確定申告までに」ではない)ハイテク企業資格を取得できなかった場合、法定税率に基づき税額の追納を行わなければならない。

例えば、ある企業のハイテク企業証書に記載された証書発行時期が2016年11月であり、期間満了時間は2019年11月である場合、当該企業は2016年、2017年および2018年において15%の優遇税率の適用を受けられる。また、2019年において、15%の優遇税率に基づき四半期ごとの企業所得税仮納付を行うことができるが、2019年の年末までにハイテク企業証書を再取得できなかった場合、25%の法定税率に基づき、過少納付分の税額を追納しなければならない。

(2) 税務機関による日常管理の範囲、手続と追徴期間

- 24号公告の規定により、税務機関は、ハイテク企業資格認定申請の段階において、企業が認定条件に符合するか否かの判断について管理責任を負うと共に、ハイテク企業資格認定を受けた企業に対して、後続の管理を実施する権利を有する
- 税務機関による後続の日常管理において、ハイテク企業資格認定の過程、またはハイテク企業向け優遇政策を享受する間に、企業に認定条件に符合しない状況が生じたことが税務機関によって発見された場合、税務機関は認定機構に再審査を求めなければならない
- 再審査の結果、認定条件に符合しないと判断された場合、認定機構は当該企業のハイテク企業資格を取り消し、資格証書の有効期間のうち認定条件に符合しないことが発生した年度から、享受した税收優遇に対して追徴を行うように税務機関に通知する

(3) 資料提出要求

現行の規定に基づき、認定を受けたハイテク企業は毎年5月末までに、前年度のハイテク企業発展状況報告表を税務機関に提出しなければならない。また、15%の優遇税率の適用を受けるためには、税務機関に企業所得税優遇事項届出表、ハイテク企業資格証書などを提出して届出手続を行わなければならない。さらに企業は検査に備え、関係資料を適切に保管しなければならない。

改正後の「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」に基づき、24号公告において、上述の「検査に備えた資料保管」について、政策の調整が行われた。主な内容は下記のとおりである。

- 知的財産権に関する資料、対象年度における主要製品(サービス)に対してコアとなる支持効果を発揮する技術が「国家が重点的に支援するハイテク分野」において規定された対象範囲に属することに関する説明資料、研究開発費用の管理資料、研究開発費用の構造明細表などの提出要求が新たに追加された
- 研究開発費用に関する資料については、当年度のほか、直前の2つの会計年度の資料も保存しなければならないことが明確に規定された

(4) 施行時間と経過措置

24号公告は、2017年度および以降の年度の企業所得税確定申告に適用される。

ただし、2016年1月1日以前に、改正前の「ハイテク企業認定管理弁法」および「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」に基づき認定されたハイテク企業に対して、検査に備えた資料保管などの取扱いは、24号公告を適用せず、旧規定に準拠する。

2. デロイト中国の考察およびアドバイス

近年、中国政府はイノベーション型・科学技術型企业への支援活動に取り組んでいる。科学技術型中小企業の研究開発費用追加控除比率の75%への引上げに続き、24号公告はハイテク企業向けの企業所得税優遇政策に関する実施細則を明確化したものであり、ハイテク企業向け優遇政策の実施を保証し、促進する効果が期待されている。

留意すべき点として、ハイテク企業資格を一旦取得すれば、その後は安泰というわけではない。ハイテク企業は、税務機関の後続管理において、認定条件に符合しないことによる税額追徴などのリスクに対応するため、定期的なレビューと早期警戒メカニズムを確立することで、検査に備えた資料作成の正確性、完全性、および適時更新を確保されることを推奨する。ハイテク企業資格の申請を検討している企業は、合理的な事業アレンジの策定に際して、上述のコンプライアンスコストを併せて考慮されることを推奨する。

投資情報

中国サイバーセキュリティ法への対応状況に関する緊急調査 ～デロイトトーマツ 企業リスク研究所 発行「企業リスク」～

9 割超が中国サイバーセキュリティ法の内容を知らないと回答
対策を検討中および情報収集中の企業が 5 割と様子見の姿勢

デロイトトーマツ リスクサービス株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 丸山満彦)は、2017 年 6 月 1 日から施行の「中华人民共和国网络安全法」、いわゆる「中国サイバーセキュリティ法」に対する日本企業の対応状況について調査し、結果を本日公表します。本調査は、2017 年 4 月 21 日～4 月 28 日に実施し、106 社から回答を得ました。

総括

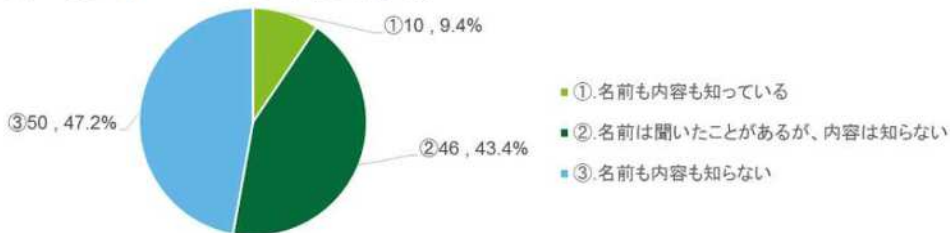
多くの在中國日本企業に影響が及ぶ可能性がある中国サイバーセキュリティ法について日本企業に質問したところ、90.6%がサイバーセキュリティ法の内容を知らない、47.2%は名前も知らないと回答した。また、同法を知っている回答者の内、対策を実施済みの企業は僅少で、「対策を実施すべく検討中」と「実施するかしないか判断するため情報収集中」は合わせて 53.2%だった。

主な調査結果

① 中国サイバーセキュリティ法への認知

中国サイバーセキュリティ法について質問したところ、「名前も内容も知っている」9.4%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」43.4%、「名前も内容も知らない」47.2%と回答した(図表 1)。回答者の 80.2%は中国で事業を行い、76.4%の企業は事業所・支社等を構えているが、2017 年 6 月 1 日と施行が目前に迫った同法の内容について認知度が低いことがわかった。

図表 1 中国サイバーセキュリティ法に関する認知度



② 中国サイバーセキュリティ法への対応

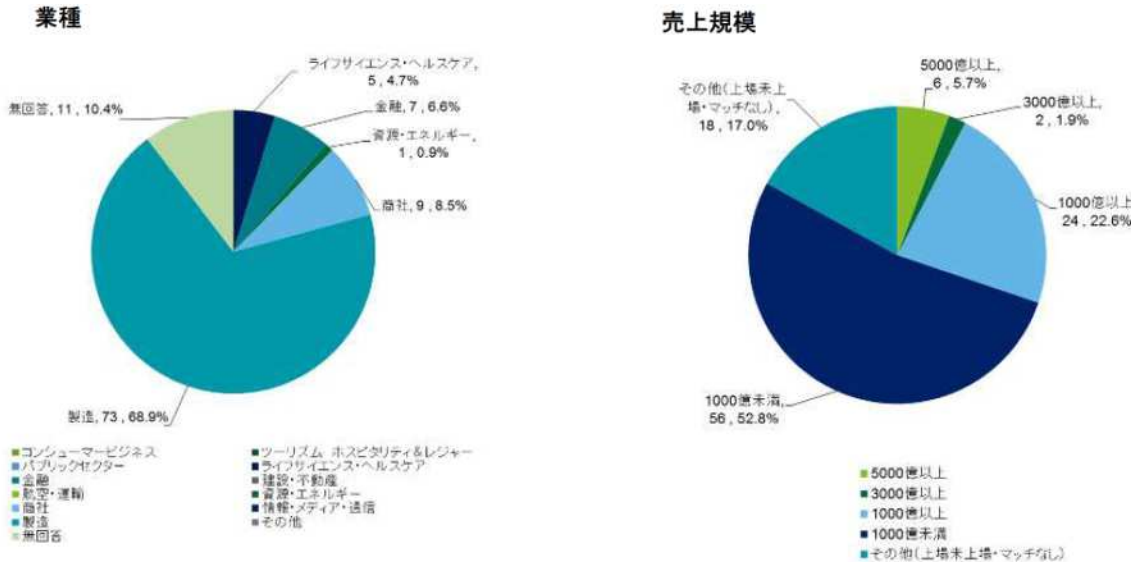
中国で事業を行い、同法を知っている回答者に質問したところ、対応を実施済みの企業は 1 社のみ、「対策を実施すべく検討中」と「実施するかしないか判断するため情報収集中」を合わせ 53.2%となった。一方、「特に対策を行う予定はない」との回答が 1 割程度となった。情報収集および検討中の企業が多数を占め、対策を実行している企業は僅少とわかった。対策を予定していない企業は、どこまで厳格に運用されるか分からないと判断したり、影響が小さいと考えたりしている企業が多いようだ。全体的に企業からは様子見の姿勢が表われており、これは具体的な情報が不足しているためと推察される。

図表 2 中国サイバーセキュリティ法への対応



調査概要

法制度への対応検討部門は多岐にわたるため、本調査は、企業の経営企画・総務・法務・監査・情報処理部門等、幅広い部門を対象とした。2017年4月21日～4月28日に実施し、106社から回答を得た。回答者の70%は海外進出の多い製造業であった。1,000億円を超える売り上げ規模の企業も約1/3を占めている。



中国サイバーセキュリティ法について

2016年11月7日の全国人民代表大会において「中華人民共和国网络安全法」、いわゆる中国サイバーセキュリティ法が可決され、2017年6月1日から施行である。この法律の目的は第一条において「サイバー空間における主権、国家の安全および社会の公的利益を維持するとともに、市民・法人・その他の組織の合法的権益を保護し、経済社会の健全な情報化を推進する」と定められているが、中国当局によるサイバースペースの支配強化や、それに伴う日本企業を含む外国企業の事業運営への悪影響を懸念する声もある。この法律の対象となる「情報ネットワーク運営者」は「情報ネットワークの所有者・管理者および情報ネットワークサービス提供者」とされており、いわゆる「通信事業者」に限らず、多くの企業が情報ネットワーク運営者に該当するものと解される。したがって、多くの在中国日本企業に影響が及ぶ可能性がある。違反時には罰則・罰金が課せられる可能性がある。その内容は違反内容により異なるが、重い場合は①違法行為によって得た収益の没収、②関連する事業、Webサイトの停止または事業に関する許認可の取り消し、③情報ネットワーク運営者及び直接の責任者に対する罰金が課せられる。

◆執筆者◆

野見山 雅史 (のみやま まさふみ) デロイトトーマツ サイバーセキュリティ先端研究所 主席研究員

デロイトトーマツ リスクサービス株式会社 パートナー

大手システムインテグレータ、監査法人系コンサルティング会社を経て2002年に監査法人トーマツに入所。2010年7月よりデロイトトーマツリスクサービス株式会社のパートナーに就任。中央省庁、金融、テクノロジー、コンシューマビジネス等の多様な業種・業界に対してITリスクに関するコンサルティング及び監査サービス(サイバーセキュリティ、プライバシー、IT資産管理、IT内部統制等)を多数提供。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一、竹田 剛ほか
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志、西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180
北村 史郎

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.
Tel: +86-21-6141-8888
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 牧 直文 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大厩 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 梨子本 暢貴

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 PRC.
Tel: +86-411-8371-2888
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 PRC
Tel: +86-20-8396-9228
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC
Tel: +86-512-6762-1238
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031
藤川 伸貴 / 上田 博規 / 粟野 清仁

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800
安田 和子 / 酒井 晶子

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza, 1 East Chang An
Avenue, Beijing, 100738 PRC.
Tel: +86-10-8520-7788
三浦 智志 / 小池 裕二 / 五十嵐 大典 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

45/F Metropolitan Tower, 183 Nanjing Road, Heping District
Tianjin 300051 PRC.
Tel: +86-22-2320-6688
網永 敦 / 竹田 剛

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 PRC.
Tel: +86-755-8246-3255
矢川 浩章

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue
Shenhe District Shenyang, PRC
Tel: + 86 (024) 6785 4068

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 PRC
Tel: +86-23-6310- 6206

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: + 86-25-5790 -8880

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: + 86-27-8526-6618

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC